

民間活力導入のための市場施設の基礎的諸元調査・検討業務に係る
簡易公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

民間活力導入のための市場施設の基礎的諸元調査・検討業務

(2) 目的

広島市は、平成 31 年 3 月に新中央市場における必要な機能、施設規模等を示した「広島市中央卸売市場 新中央市場建設基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定したところです。

本業務は、基本計画を踏まえ、品質管理及び衛生管理の高度化の要請等に対応できる新中央市場を、民間活力を導入して建設するために、市場施設の基礎的諸元※について調査・検討の上、設定を行うものです。

※ 基礎的諸元

卸売場・仲卸売場・入荷用通路・冷蔵庫等の各施設の間口・奥行、室内の高さ、温度管理を行う範囲とその温度帯、断熱性能、室内の明るさ等の各種諸元を整理したものをいう。

(3) 内容

業務の範囲は、別紙 4「業務委託特記仕様書」によります。なお、業務の実施に際しては、基本計画を参照してください。

(4) 履行期間

契約締結日～令和 2 年 3 月 1 9 日（木）

(5) 業務実施上の条件

参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）として必要な条件は、次のとおりです。なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めます。

ア 単体企業の参加資格

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び広島市契約規則第 2 条各号に該当していないこと。

(イ) 公示日から契約までの間において、営業停止処分（本件入札に参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

(ウ) 次のいずれにも該当していないこと。

a 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

b 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者

(エ) 他の参加表明者のうちに、以下の資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する者（資本的関係又は人的関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。

a 資本的関係

(a) 親会社等と子会社等

- (b) 親会社等が同一である子会社等
- b 人的関係
 - (a) 代表権を有する者が同一である会社等
 - (b) 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
 - (c) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
- c 複合的關係
 - 上記 a 及び b が複合した関係にある会社等
- d その他（上記 a、b 又は c と同視しうる関係があると認められる場合）
 - (a) 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり審査の適正さが阻害されると認められる会社等
 - (b) 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており審査の適正さが阻害されると認められる会社等
 - (c) 組合とその構成員
 - (d) 共同企業体とその構成員
 - (e) その他審査の適正さが阻害されると認められる会社等
- (オ) 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第 28 条第 1 号及び第 2 号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。
 - a 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - b 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者
 - c 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者
 - d 1 か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者
 - e 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者
- (カ) 本市の平成 31・令和 2 年度の建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般」で認定されていること。
- (キ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。
- (ク) 他の参加表明者の構成員や協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。
- (ケ) 平成 16 年 4 月 1 日から公示の日までに完了した設計業務であって、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条に基づく中央卸売市場又は地方卸売市場における新築、増築、改築又は改修（「改修」とは、建築物の模様替又は修繕をいう。ただし、計画通知又は確認申請が必要な改修に限る。）に係る設計業務（工事監理のみを除く。）を元請として受託した実績を有すること。ただし、当該業務の設計対象部分の延床面積が 3, 0 0 0 m²以上である業務の実績に限る。また、共同企業体としての実績の場合は、構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）としての実績に限る。

イ 共同企業体の参加資格

- (ア) 構成員の全てが上記アの(ア)から(ク)を満たす者であること。
- (イ) 構成員の数が2者となる共同企業体であること。
- (ウ) 代表構成員は、共同企業体において中心的な役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が過半であること。
- (エ) 構成員の出資比率は、業務分担率に準じていること。
- (オ) 構成員のいずれかが、広島市内に本店を有していること。
- (カ) 構成員のいずれかが、上記アの(ケ)を満たす者であること。

ウ 技術者の資格要件は次のとおりです。

- (ア) 別紙2「広島市委託契約約款（建築設計業務用）」第14条の規定に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- (イ) 別紙2「広島市委託契約約款（建築設計業務用）」第15条の規定に基づく照査技術者（以下「照査技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- (ウ) 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。
また、管理技術者及び照査技術者は、各主任担当技術者を兼務していないこと。
なお、各主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
意匠	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

注）主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者としします。

- (エ) 管理技術者、照査技術者及び意匠主任担当技術者は、提出者の組織に所属していること。
- #### エ 業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任（以下「再委託」という。）する場合の協力事務所に要求される資格等

この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、別紙2「広島市委託契約約款（建築設計業務用）」第11条の2の規定を満たしていること。ただし、意匠の分担業務分野は、再委託しないこと。

2 担当課

〒733-0832 広島市西区草津港一丁目8番1号（中央市場管理棟2階）

広島市経済観光局中央卸売市場中央市場

電話：082-279-2411 ファクシミリ：082-279-2431

電子メール：chuoshijo@city.hiroshima.lg.jp

3 本説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出してください。

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話、ファクシミリ番号及び電子メールを併記してください。

(2) 質問の受付期間

ア 参加表明書に関すること

令和元年7月3日(水)から令和元年7月8日(月)まで

イ 技術提案書に関すること

令和元年7月3日(水)から令和元年7月12日(金)まで

なお、どちらに該当するか不明瞭な場合は、アの期間に提出してください。

(郵送の場合は、それぞれの提出期限までに必着のこと。)

(3) 参加表明書に関する回答は、順次、市ホームページ上に掲載します。

(4) 技術提案書に関する回答は、令和元年7月23日(火)以降に書面により技術提案書の提出者(以下「技術提案者」という。)に選定された者に直接回答します。

4 現地調査について

現地調査希望者は、希望日の2日前(広島市の休日を定める条例(平成3年条例第49号)に基づく市の休日(以下「休日」という。)を除く。)までに、上記2の担当課まで、ファクシミリ又は電子メールにて希望日時(第一希望、第二希望、第三希望)、人数をお知らせください。

なお、現地調査は、通路等の共用施設までとし、店舗及び倉庫等の場内関係事業者が専属的に使用する施設の調査はできません。また、共用施設内であっても、商品には絶対に手を触れないでください。

5 参加表明書の提出等

(1) 提出書類

様式1から様式4までを作成して担当課へ提出してください。

また、業務の一部を再委託する場合は様式5を、共同企業体を結成する場合は様式6から様式8を併せて提出してください。

(2) 提出書類の作成方法等

ア 様式1(参加表明書)

参加表明者及び作成者を記載してください。

また、資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

なお、広島市の平成31・令和2年度の建設コンサルタント業務等(建築関係建設コンサルタント業務分野)の「建築一般」に係る入札参加資格の認定の登録番号を記載してください。

様式1には、以下の書類を構成員ごとに添付してください。

(ア) 様式1-別紙(資金的関係・人的関係調書)

(イ) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)(証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

(ウ) 建築士事務所登録証明書(写し可)

イ 様式 2 (参加表明者の経歴等)

参加表明者について、次のとおり記載してください。

(ア) 名称

参加表明者の名称を記載してください。

(イ) 参加表明者の業務の実績

平成 16 年 4 月 1 日から公示の日までに完了した設計業務であって、卸売市場法 (昭和 46 年法律第 35 号) 第 2 条に基づく中央卸売市場又は地方卸売市場における新築、増築、改築又は改修 (「改修」とは、建築物の模様替又は修繕をいう。ただし、計画通知又は確認申請が必要な改修に限る。) に係る設計業務 (工事監理のみを除く。) を元請として受託した実績 (共同企業体としての実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。) を 1 件記載するとともに、実績を証明する書類 (契約書の写し等) を添付してください。

また、共同企業体を結成する場合は、構成員のいずれかの実績を 1 件記載するとともに、実績を証明する書類 (契約書の写し等) を添付してください。

ウ 様式 3 (管理技術者及び照査技術者の資格・経歴等)

管理技術者について①～⑧、照査技術者については①～③を以下のとおり記載してください。

① 氏名

技術者の氏名を記載してください。

② 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載するとともに、雇用関係を確認できるもの (健康保険被保険者証等) の写しを添付してください。

③ 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類 (免許証の写し等) を提出してください。

④ 業務の経験

管理技術者としての経験年数 (平成 31 年 4 月 1 日時点での満年数とする) を記入してください。

⑤ 業務の実績

平成 16 年 4 月 1 日から公示の日までに完了した設計業務であって、卸売市場法 (昭和 46 年法律第 35 号) 第 2 条に基づく中央卸売市場又は地方卸売市場における新築、増築、改築又は改修 (「改修」とは、建築物の模様替又は修繕をいう。ただし、計画通知又は確認申請が必要な改修に限る。) に係る設計業務 (工事監理のみを除く。) の実績を 1 件記載してください。

なお、再委託を受けた業務の場合、発注者欄に契約相手方を記載し、事業主を () 書きしてください。

⑥ 受賞歴

建築関係建設コンサルタント業務のうち、別紙 8 「建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞について」のとおり、地方公共団体、一般社団法人日本建築学会、社団法人日本建設業連合会 (旧社団法人建築業協会) 又は一般社団法人公共建築協会等の公的又は公益的機関による建築作品 (建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としません。) としての受賞歴 (以下「受賞歴」という。) があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記載するとともに、受賞実績がわかるもの (賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等)

を添付してください。

なお、受賞歴は3件まで記載してください。ただし、同一物件において複数の機関から受賞していたとしても、1件と評価します。

⑦ 継続教育（CPD）

平成30年度に取得した時間数を記入するとともに、建築CPD運営会議プログラム認定証明書の写しを添付してください。

⑧ 手持ち業務の状況

公示日現在の手持ち業務状況について記載のうえ、提出してください。

エ 様式4（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者ごとに、様式3と同様に記載してください。（受賞歴については、意匠担当主任技術者のみとする。）

ただし、上記③の保有資格については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載するとともに、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付してください。

分担業務分野	評価する技術者資格（評価順）
意匠	一級建築士
	二級建築士
	その他
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
	その他
電気	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士、その他
機械	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士、その他

オ 様式5（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入してください。）

カ 様式6（共同企業体結成届）

共同企業体を結成する場合は作成し、提出してください。

キ 様式7（共同企業体協定書）

共同企業体を結成する場合は協定を締結し、協定書の写しを提出してください。

ク 様式8（共同企業体の取組体制）

共同企業体を結成する場合は構成員の担当する業務内容を明確に記述してください。

また、協力事務所を除いた代表構成員と構成員の業務分担について、構成員の業務分担率は、30%以上とすること。

(3) 参加表明書の受付等

ア 受付期間

令和元年7月3日(水)から令和元年7月12日(金)まで

イ 提出部数等

1部を担当課へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。)してください。提出に要する費用の負担は参加表明者の負担となります。

持参される場合は受付期間の休日を除く毎日8時30分から17時15分まで。(郵送の場合は令和元年7月12日(金)必着のこと。)

6 技術提案者の選定等

委託業者選定審査委員会において、提出された参加表明書の審査(評価)を行い、参加表明者のうち評価の合計点の高い者から技術提案者を選定します。

(1) 技術提案者の選定方法等

ア 技術提案者の選定基準

別紙6「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりです。

イ 技術提案者の選定数

技術提案者は5者程度を選定します。

(2) 技術提案者の選定結果及び審査結果の通知

令和元年7月下旬に、技術提案者の選定結果及び審査結果を参加表明者全員に通知します。

7 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明者のうち、技術提案者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により通知します。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面(様式は自由)により、広島市長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。

(4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

ア 受付場所 上記2の担当課に同じ

イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

8 技術提案書の提出等

(1) 提出書類

上記6(2)により選定の通知を受けた者は、様式9から様式12までを作成して、担当課へ提出してください。

(2) 提出書類の作成方法等

各様式とも1枚ずつ作成することとし、文章の文字サイズは8.0ポイント以上、イメージ図等の注釈は6.0ポイント以上程度とし、判読できるものとしてください。

なお、記載にあたっては、次の事項に留意してください。

- ・提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- ・視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。(表現の許容範囲については、別紙9「表現の許

容範囲の取扱い」を参照してください。)

- ・技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- ・説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。
- ・視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その1/2を減点する。

提出書類について、この説明書及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は減点または無効とすることがあります。（別紙5「技術提案書の提出者の選定及び技術提案書特定評価要領」を参照してください。）

また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によってください。

ア 様式9（技術提案書）

技術提案者及び作成者を記載してください。

イ 様式10（業務実施方針及び手法）

業務の実施方針、取組体制及びその特徴並びに特に重視する業務履行上の配慮事項（様式11に記載する内容を除く。）等を本様式1枚（片面）に簡潔に記述してください。

また、技術提案者（共同企業体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名（組織名）、技術提案者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）の記述をしないでください。ただし、後記（3）イの提出部数のうち1部にのみ裏面に技術提案者名を記載してください。

なお、技術提案者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。

ウ 様式11（評価テーマに対する技術提案）

次のテーマに対する技術提案を本様式1枚（片面）にまとめて記述してください。

また、技術提案者（共同企業体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名（組織名）、技術提案者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）の記述をしないでください。ただし、後記（3）イの提出部数のうち1部にのみ裏面に技術提案者名を記載してください。

（ア）テーマ1

「品質管理や衛生管理の高度化・施設整備費と維持管理費の抑制」

青果、水産、花きのそれぞれの部門について、品質管理や衛生管理の高度化に対応しながら、コスト縮減・維持管理の抑制に配慮した建物及び設備等に関する提案を求める。

（イ）テーマ2

「物流動線の効率化と場内の保安の確保」

市場内の保安を確保しながら、青果、水産、花きのそれぞれの部門について、スムーズに荷が流れるための、卸売場棟内及び市場内の物流の効率化に関する提案を求める。

エ 様式12（評価テーマに対する技術提案（公表用））

様式11の概要版として作成してください。市ホームページ等に掲載する公表用として使用しますので、公表できるところまでで構いません。ただし、イメージ図等がある場合は必ず掲載してください。また、枠内下部に技術提案者（共同企業体の

場合は、共同企業体、代表構成員、構成員)の名称を記入してください。所定の場所以外に技術提案者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容(具体的な社名等)の記述はしないでください。

(3) 技術提案書の提出期間等

ア 受付期間

令和元年7月23日(火)から令和元年8月7日(水)まで

イ 提出部数等

様式9及び様式12は1部、様式10及び様式11は15部(左綴じ、カラー使用可)を担当課へ持参又は郵送してください。ただし、提出に要する費用の負担は技術提案者の負担となります。

持参される場合は上記アの受付期間の休日を除く毎日8時30分から17時15分まで。(郵送の場合は令和元年8月7日(水)必着のこと。)

9 技術提案書の特定方法等

(1) 技術提案書等の特定

委託業者選定審査委員会において、提出された技術提案書及びヒアリングによる審査(評価)を行い、総合評価点が最も高いものから順に順位付けして特定します。また、その技術提案者を「第一位特定者」、「第二位特定者」、「第三位特定者」と、全員を順位付けして特定します。ただし、評価項目「業務実施方針及び手法」の評価点の合計が70点満点中6割未満である者、又は同項目の4つの評価の着目点のうちいずれかの評価点が各配点の2割以下である者は、特定しないものとします。

ア ヒアリングの実施

令和元年8月下旬(予定)

提出された技術提案書をもとにヒアリングを行います。

また、ヒアリングの日時、場所等は技術提案者に別途連絡します。

イ 技術提案書の特定基準

別紙7「技術提案書を特定するための基準」のとおりです。

(2) 委託の候補者の選定

上記(1)により特定された者を、第一位特定者から順に委託の候補者(以下「候補者」という。)として選定します。

(3) 候補者の選定結果及び審査結果の通知

令和元年8月下旬(予定)に、候補者の選定結果及び審査結果を、技術提案者全員に通知します。

なお、候補者に対する通知は、委託業者として決定したことを知らせるものではありません。(委託業者の選定については後記13を参照)

10 非特定理由に関する事項

(1) 提出した技術提案書が特定されなかった者(以下「非特定者」という。)に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面により通知します。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面(様式は自由)により、広島市長に対して非特定理由について説明を求めることができます。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。

(4) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

ア 受付場所 上記2の担当課に同じ

イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

11 審査結果等の公表

(1) 審査結果の公表

候補者の選定後、以下のとおり審査結果を公表します。

		技術提案(公表用) (様式12)	評価の 総合計点	備考
技術提案者	① 第一位特定者	公表	公表	技術提案者名 と共に公表
	② 第一位を除く 特定者	公表	公表	匿名で公表
	③ 非特定者	公表	公表	
参加表明者(技術提案者を除く)		公表		

※ ②の特定者のうち、後記13(3)により契約交渉の相手方になった者については、①と同様に公表します。

※ 無効又は失格となった場合には、その者の名称及び評価されなかった項目については、公表しないものとします。

(2) 応募者の公表

候補者の選定後、参加表明者名を順不同にて公表します。

12 委託業者選定審査委員会

技術提案者の選定及び技術提案書等の特定は、民間活力導入のための市場施設の基礎的諸元調査・検討業務に係る委託業者選定審査委員会で行います。

13 契約等

(1) 本業務の契約は、第一位特定者と見積合わせのうえ、契約書を作成するものとします。契約書(案)は別紙1から別紙4のとおりです。

(2) 本業務の予算は、2,800万円程度(税込)を想定しています。

(3) 第一位特定者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次の順位の特定者を契約交渉の相手方とします。

14 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 業務の実績及び過去の受賞歴については、日本国内の業務の実績及び受賞歴をもって判断するものとします。

(3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非選定通知を受けた者は、技術提案書を提出できないものとします。

(4) 提出された参加表明書、技術提案書は返却しません。

(5) 提出された技術提案書の著作権は、その技術提案者に帰属することとします。

(6) 提出された参加表明書は、技術提案者の選定以外に参加表明者に無断で使用しません。

なお、選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。

- (7) 提出された評価テーマに対する技術提案（公表用）（様式 12）は、候補者の選定後、特定・非特定者に限らず、全て市ホームページ等に掲載し公表することとしています。ただし、前述のとおり、技術提案者名については契約交渉の相手方となった特定者のみ表示することとしています。なお、無効となった技術提案は公表しないものとしています。
- (8) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1 参加企業につき 1 申請とします。
- (9) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めません。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了解を得なければなりません。
- (10) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。
- (11) 参加表明書及び技術提案書が書類不備（誤記載を含む。）で確認できない場合、参加表明書又は技術提案書を無効とします。
- (12) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、公示日から候補者を選定するまでの期間において、技術提案者の選定及び技術提案書等の特定に関して、委託業者選定審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (13) 本プロポーザルは、候補者を選定するものであるため、委託業務の具体的な内容については、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。
- (14) 今後の社会経済状況の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合があります。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとします。
- (15) 本業務終了後、基礎的諸元の調査・検討結果を基に委託することを予定している施設配置等の検討に係る業務については、プロポーザル方式で選定された委託業者と随意契約することがあります。
- (16) 本業務の受託者となった委託業者については、今後、別途公募を実施する予定である対話事業者*に応募することができません。

* 対話事業者とは、民間活力を導入して新中央市場の建設を効率的・効果的に進めるために、実現可能で具体的な提案を行う事業者をいい、この対話事業者との対話を通じて、事業手法や市場施設の機能、規模、配置等についての意見を聴取する予定としています。

なお、対話事業者への応募、対話の実施等に係る一切の費用については、全て提案を行う事業者の負担とし、また、対話事業者は、新市場を建設する事業予定者の募集における優先権を有しません。